

令和6年度（令和5年分）給与支払報告書の提出について 《 注意事項 》

1. 給与支払報告書の提出が必要な方

- ① 給与の支払者は、前年中（令和5年1月1日から12月31日まで）に支払った（支払の確定した）給与について、給与支払額の多少にかかわらず、すべての従業員等（短期雇用者、アルバイト、パート、役員等を含む）の給与支払報告書（総括表および個人別明細書）を作成し、従業員等の令和6年1月1日現在の住所地に提出してください。
 - ② 令和5年中に退職された方は、退職の日現在で住所があった市区町村に提出してください。
 - ③ 給与支払額が2千万円を超え年末調整を行わない方や、個人で税務署へ確定申告される方の分も給与支払報告書の提出は必要です。
- ※ 給与支払報告書は、個人村・県民税（個人住民税）の課税の根拠となる重要な書類ですので、正しく記入のうえ、必ずご提出ください。

2. 提出書類

- ① 総括表 総括表は、特別徴収義務者指定番号があらかじめ印刷された「南阿蘇村提出用 総括表」を使用してください。それ以外の総括表を使用される場合は、事業所の指定番号、特別徴収及び普通徴収の人員を明確に記入していただくようお願いします。
 - ② 給与支払報告書（個人別明細書）（市区町村提出用）
- ※eLTAX（エルタックス）で給与支払報告書を提出する場合は、①及び②の紙の提出は必要ありません。

3. 提出の際にご注意いただきたいこと

- ① この通知は、前年に給与支払報告書を提出していただいた事業主様に送付しています。**令和5年分の提出が必要な受給者がいない場合は、報告・連絡等は不要です。**
- ② 総括表は、登録実績などに基づき作成しておりますが、印字してある事業所の名称等に誤りがありましたら、大変申し訳ありませんが訂正していただきご提出をお願いします。なお、事業所名や所在地に変更があった場合は、「特別徴収義務者所在地・名称変更届出書」をご提出ください。
- ③ 給与支払報告書は、個人住民税の課税の根拠となる重要な書類ですので、氏名のフリガナ、生年月日、本人並びに控除対象配偶者及び扶養親族等の個人番号（マイナンバー）は必ず記入してください。
- ④ 生命保険料の控除額に適用した各種保険料等がある場合は、令和5年中の各種保険料の支払額を必ず記入してください。（正しい控除額の計算ができない場合がありますので必ず記入してください）
- ⑤ 提出の際は、個人住民税の徴収方法ごと（特別徴収・普通徴収）に分けて、それぞれ総括表（南阿蘇村提出用）を添付してください。→ 別紙1 2. ①給与支払報告書の提出 をご確認ください。
- ⑥ 給与支払報告書提出の際は、**ホッチキスやのりで綴じずに、クリップや輪ゴムでまとめてください。**
- ⑦ 給与支払報告書の提出により、令和6年度の個人住民税（村・県民税）の徴収方法を決定しますので、特別徴収として給与支払報告書を提出された方で、退職、転勤等により異動が生じた場合は、速やかに「給与所得者異動届出書」を提出してください。
- ⑧ 熊本県及び熊本県内市町村は、特別徴収義務がある事業所に個人住民税の特別徴収完全指定を実施しています。特別徴収制度については別紙1をご覧ください。

4. 提出後の内容訂正について

当初提出していただいた給与支払報告書の内容に誤りがあった場合は、正しい内容に訂正した給与支払報告書の左上に赤字で「訂正分」と明記して再度ご提出ください。

提出期限 令和6年1月31日（水曜日）まで（必着）

※お早目の提出にご協力をお願いします。

提出先 〒869-1404
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 1705 番地 1
南阿蘇村役場 税務課

問合わせ先 電話 0967-67-2703（税務課直通）
税務課課税係（住民税担当）